

7 避難収容関係

7-1 指定緊急避難場所

令和6年4月1日適用

地 区	名 称	指定緊急避難場所の 指定の有無				面 積 (㎡)	想定収 容人数 (人)	所在地
		洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災			
中 野	中野市防災広場	×	○	○	○	8,632	8,632	小館159-2
	市民体育館 ★	○	○	○	○	2,400	800	一本木 590-1
	運動公園 多目的運動広場	×	○	○	○	9,545	9,545	
	中野西高等学校体育館 ★	○	○	○	○	2,179	726	西条 544-1
	中野西高等学校校庭	×	○	○	○	25,490	25,490	
	中野市中央公民館講堂 ★	○	○	○	○	381	127	三好町 1-4-27
	旧中野高等学校校庭	×	○	○	○	17,343	17,343	小館6
	中野立志館高等学校体育館 ★	○	○	○	○	1,216	405	三好町 2-1-53
	中野立志館高等学校第2グラウンド	×	○	○	○	15,442	15,442	中野 175-4
	南宮中学校体育館 ★	○	○	○	○	862	287	南宮 1-12
	南宮中学校校庭	×	○	○	○	10,120	10,120	
	中野小学校体育館 ★	○	○	○	○	668	223	中野 1804
	中野小学校校庭	×	○	○	○	9,985	9,985	
	高梨館跡公園	×	○	○	○	15,054	15,054	小館 1069-4
	一本木公園	×	○	○	○	17,054	17,054	一本木 495-6
	中野市市民会館 ★	○	○	○	○	3,980	1,327	三好町 1-3-12
日 野	日野小学校体育館 ★	○	×	○	○	579	193	新野827
	日野小学校校庭	○	×	○	○	5,342	5,342	

延 徳	延徳小学校体育館 ★	○	○	○	○	604	201	三ツ和 1731
	延徳小学校校庭	×	×	○	○	7,627	7,627	
平 野	中野平中学校体育館 ★	○	○	○	○	882	294	片塩165
	中野平中学校校庭	×	○	○	○	14,384	14,384	
	平野小学校体育館 ★	○	○	○	○	705	235	江部 1359-4
	平野小学校校庭	×	○	○	○	4,706	4,706	
高 丘	中野市西部文化センター (西部公民館) ★	○	○	○	○	726	242	安源寺 666-1
	高丘小学校体育館 ★	○	○	○	○	570	190	草間 1505
	高丘小学校校庭	○	○	○	○	6,103	6,103	
	中野市屋内運動場 ★	○	○	○	○	608	203	栗林 857-10
長 丘	中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック) 多目的運動施設 ★	○	○	○	○	599	200	壁田 1572
	中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック) 屋外運動場	×	○	○	○	7,948	2,649	
平 岡	高社中学校体育館 ★	○ 2階 部分の武 道場及 びトレ ーニ ング ス ペ ース	○	○	○	900	300	笠原190
	高社中学校校庭	×	○	○	○	15,204	15,204	
	高社小学校体育館 ★	○	○	○	○	677	226	金井80
	高社小学校校庭	×	○	○	○	6,880	6,880	
科 野	中野市北部公民館 ★	○	○	○	○	790	263	赤岩 1447

倭	旧倭小学校体育館 ★	○	○	○	○	527	176	田上322
	旧倭小学校校庭	○	×	○	○	5,341	5,341	
豊井	中野市豊田庁舎 ★	○	○	○	○	619	206	豊津2508
	中野市豊田文化センター（豊田公民館） ★	○	○	○	○	1,388	463	豊津2509
	豊田中学校体育館 ★	○	○	○	○	734	245	
	豊田小学校校庭	○	○	○	○	7,547	7,547	豊津4296-1
	豊田小学校体育館 ★	○	○	○	○	887	296	
永田	中野市ふるさと交流拠点施設タカギセイコーふるさとパークアリーナ ★	○	○	○	○	558	186	永江1824-4
	中野市ふるさと交流拠点施設タカギセイコーふるさとパーク	○	×	○	○	17,772	17,772	
	道の駅ふるさと豊田	○	○	○	○	690	230	永江2136
	中野市営豊田野球場	○	○	○	○	15,220	15,220	穴田3535

※★：指定避難所を兼ねる施設、○：適、×：不適

※指定避難所を兼ねる施設の面積は、避難者の受入可能な居室等の面積を記載。

※指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を、異常な現象（洪水、土砂災害、地震、大規模火災）ごとに指定しなければならない。

※異常な現象のうち、洪水は、「洪水、内水氾濫」、土砂災害は、「崖崩れ、土石流、地すべり」を想定

※噴火に伴う火山現象については、状況に応じて、上記避難場所に避難する。

※指定基準：①安全な構造であり、周辺に危険を及ぼすおそれがある物がないこと。

②異常な現象に対して安全区域内であること。ただし、安全な構造であることに加え、洪水等の場合は、浸水想定以上の階を有し避難が可能な場合は、この限りではない。

③災害が切迫した状況において、速やかに開設可能であること。

※その他：指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

※小中学校については、災害の状況を鑑み、校舎の使用を検討する場合があります。